

～令和3年度鳥羽市防災訓練の実施報告～

シェイクアウト訓練 および 防災語り部講演会 を実施しました

11月6日にシェイクアウト訓練、11月13日にオンライン形式の防災語り部講演会を実施しました。

語り部講演会では、参加者が熱心に講師の話聞く様子が伺え、当日の会場参加者からは「今後の避難所運営を考えるうえで参考にしたい」といった感想がありました。

ご参加、ご視聴いただいたみなさま、ありがとうございました。

なお、防災語り部講演会の様子は引き続きYoutubeでもご覧いただけますので、下記のURL またQRコードからぜひご視聴ください。



シェイクアウト訓練の様子

総務課防災危機管理室



(25)

1118

一人一人が備えてこ！
防災力UP！鳥羽

vol.102

令和3年11月13日実施 防災語り部講演会 (▶ YouTubeで視聴できます)

内容 東日本大震災から学ぶ避難所運営の実態
～自助・共助(近助)の力～

講師 菊池 健一 氏
(防災士/元陸上自衛隊幹部自衛官)

YouTubeでの視聴方法

URL <https://youtu.be/LkH0hi5-628>
にアクセスしてください。



防災語り部講演会の様子

消費者トラブルに ご用心! vol.42

消費生活相談

開設日時：毎週水曜日
午前9時～午後4時

場所：市役所西庁舎3階

農水商工課商工労政係 ☎(25) 1156
鳥羽市消費生活相談室 ☎(25) 1241

フリーマーケットトラブル 急増中!

近年インターネット上で個人同士が商品の取引を手軽に行えるフリーマーケットサービス(以下フリマサービス)の利用が増えています。最近では新型コロナウイルスの影響による生活様式の変化で、フリマサービスの需要が高まり、それに伴う相談が増加しています。そこで、相談事例をもとにトラブルに巻き込まれないための防止策を紹介していきます。

相談の多くは商品の取引をめぐるトラブルで、取引を行う購入者と出品者の双方から相談が寄せられています。購入者からは「商品が届かない」とか「壊れた商品・偽物が届いた」という相談があり、出品者からは「商品を送ったのに商品が届かないなどを理由に代金が支払われない」とか「商品代金の返金を求められた」などの

相談が寄せられています。フリマサービスはあくまで個人間の取引であるため、原則として運営事業者が介入することはありません。
このようなトラブルに巻き込まれないための防止策を紹介いたします。

利用の際は慎重に!

①トラブル解決は当事者間で図ることが求められます。フリマサービスで契約をするときは、慎重に検討しましょう。

②利用規約などで禁止されている行為は、絶対に行わないようにしましょう。

③未成年者がフリマサービスを利用する場合は、保護者と利用方法について十分に話し合います。

④運営事業者の利用規約や方針を確認したうえで利用しましょう。事業者によっては、返品返金の保証などを行っているところもあります。

このように、フリマサービスを利用する際は、慎重に取引を行い、トラブルを未然に防ぎましょう。

消費トラブルでお困りの際は、消費生活相談室に連絡してください。